

宗教と人権を語る

S・モハン

栗原淑江 訳

「我が宗教にかけて、私は誓う。宗教のためには死ぬことも辞さない。しかしこれは、私の個人的な問題である。国家とは何ら関係がない。国家が関わるのは、世俗的な福祉、健康衛生、通信交通、外交、通貨などについてであって、私の宗教についてはない。宗教はすべての人々にとって、個人的な問題なのである。」——マハトマ・ガンジー

〔ハリジャン〕一九四六年九月十六日

宗教とは、事物、同胞、および他の生きとし生けるも

のに対する姿勢のことです。つまり、他者を犠牲にして何かを得ようとするのか、それとも他者と分け合うのか、あるいは他者や生きとし生けるものを道具として利用するのか、それとも自分がしてほしいと望むように他者を扱うのか、といったことです。アルバート・シュバイツァー (Albert Schweitzer) が「生命への崇敬」と呼んだものこそ、宗教者の姿勢であります。こうした生命への崇敬は、生きとし生けるものへの奉仕という形で現れるのです。

宗教意識には、大きく分けて、(1)個人的側面と、(2)社

会的側面の二つの側面があります。個人的側面においては、宗教は、意識や観念の限界を超えよう、自己の不完全さを克服して救済を得よう、とする個人の努力に関わります。また、社会的側面においては、人々の関心は主として同胞の幸福に向けられます。そこでは、衣食住に事欠く人々を援助して彼らの生活環境を改善したり、心の闇を払うために教育を授けるといったように、苦楽を共にする中で同胞に奉仕してゆこうとする姿勢がみられます。それは、同胞の幸福を願う心に満ちた生き方なのです。

マチュール・アーノルド (Mathew Arnold) の言葉を借りれば、「宗教が本来意味するものは、単なる道徳ではなく、感情を伴った道徳なのである」と。また、ウィリアム・エラリー・チャニング (William Ellery Channing) は、さらに力強い言葉でこう語っています。

「宗教は、人間が神と近い関係にあると教えた。それによって人々は、自分たちが個人として重要なものであることに目覚めたのである。宗教的権利を求める闘争によって、人々はあらゆる権利に対する

眼を開くことになった。また、宗教的権利の侵害に抵抗することによって、人々は政治的抑圧に抵抗できようになった。さらに、宗教上の論議によって、あらゆる階級の人々が自由闊達に思考できるようになったのである。イギリスの専制君主に対抗した殉教者や愛国者たちの鎧となり、大海原と荒野の危難に直面した我らの父たちの心の支えとなり、彼らをしてアメリカに地上で最も自由で平等な国を建国させたもの、それが宗教である」と。

すなわち、宗教とは悟りであり、成就であります。いかにうまく聞こえようが、単なる口先の話や教義や理論ではないのです。それは存在そのものであり、単に聞いたり認識することではありません。魂全体に関わるものであり、信じたものへと転化しゆくことなのです。それが、宗教です。

すべての文明諸国において、国家は宗教的中立を保持してきており、いかなる時にも宗教に干渉しない政策をとってきました。また、国教が存在しない場合には、すべての宗教を平等に扱うことが強調されています。世俗

国家の特徴は、あらゆる宗教に対して平等を保障すること、ということなのです。「世俗」国家であるということは、無宗教や宗教への無関心を奨励するという意味ではありません。

宗教は個人的な信念であるがゆえに、国家はつねにそれに干渉することを控えてきたのです。

一八九〇年のデイビス事件 (Davis v. s. Beason, 133 U. S. 333 (1890)) の際に、連邦最高裁判所の法廷意見を述べたフィールド判事は、次のような見解を示しています。

「『宗教』という言葉は、創造主と自分の関係をめぐる自らの考え方と、そこから生じる自己の存在と人格への尊敬、および神の意思への従順といった義務を意味する。宗教はしばしば、特定の宗派の儀礼や礼拝形式と混同されるが、それらと宗教を区別することは可能である。合衆国憲法修正第一条にうたわれる『連邦議会は国教の樹立を規定し、もしくは宗教の自由な礼拝を禁止する法律を制定してはならない』との規定は、米国の司法管轄下にある者がすべて、自己の創造主との関係について、または自己の

判断と良心に基づいた義務についての概念を持ち、それを適当と思ひ、他者の平等な権利に触れない礼拝様式で表現することを許し、いかなる宗教教義や特定の宗派の礼拝形式を支持するような法律の制定をも禁止するためにあるのである。

この修正条項の採択をもたらしたものは、長い間ヨーロッパの諸政府が行使してきた、最大多数の宗派の考え方に各宗派の宗教的信条や礼拝様式を従わせるための抑圧的手段や酷刑・罰則、またそのような方法で人々の思考を支配し、特定の基準への同調を強要しようとした愚行なのである。この条項は、平和、秩序、社会道徳を害する行為への罰則を設ける法律の制定に反対するものの擁護を意図したり、想定したりするものではない。

社会の平和、繁栄、道徳を守るために制定された法律が侵害されない限り、人間と創造主との関係、そこから生じる義務あるいは個人の信仰の表現の仕方といったことがらへの介入は許されない。しかし、宗教の礼拝がいかに自由であれ、一般的に懲罰的立

法の対象となると見なされる行為に関して制定された国家の刑法には、従わなければならないのである」と。

宗教の自由の特性

宗教の自由という権利は、人権の分野においても、他の人権とは異なった特性を持つといえます。

第一に、宗教は、人間の意識から切り離せないものであるため、すべての人間が自己の宗教を持つものと同じく、すべての共同社会も集合的宗教を持つものです。第二に、宗教の自由とは、諸個人の市民的、私的権利であるだけではなく、信仰を持つ人々、宗教的共同体、機関、教会組織などが、私的に公的にもさまざまな形で行使できる集合的権利でもあるのです。

歴史的にみると、宗教の自由は、国家権力と国家の統一に対して潜在的な危険となってきた権利です。現在でも、教団の財力や影響力、あるいは、教団が信者に対して忠誠心——国家へのそれに匹敵するような、または国家との対立も辞さないような忠誠心——をどの程度要求

できる支配力を持つことによって、国家の法律や秩序に対して、また場合によっては国家の存在そのものに対して、最も深刻な脅威となっているのです。

宗教の自由は、親の宗教的信念を一方的に子どもに強要するといった独占的権利も伴うものですが、それらの多くは、他者の宗教的信念と信仰に対する本来的な尊重という意味からして、有害であるといえるでしょう。また、子ども自身が自ら宗教を選択する自由という点からみても、疑問が生じます。

また、宗教の自由は、二つの相対する目的の対立を伴います。一つはすべての宗教と信仰を尊重することであり、もう一つは教義的な非寛容ということです。宗教的な差異、緊張、対立は、依然として国内的にも国際的にも大小さまざまな問題の原因となっているのです。

宗教の自由が特殊であるというのは、それが言論・表現の自由にも関わってくるし、集会・結社の自由、さらには共同社会の文化的生活に参加する権利にも関わってくることからきます。宗教の自由とは、自己の信じる宗教信条を広め、それを礼拝・教え・実践の中に表現し、

誕生から死に至るまでのさまざまな宗教儀礼を公的・私的に執り行う自由をも含みます。それは、文化的または経済的な空白状態では存在しえず、自由・平等・人道主義が人間の真の基盤であることを認めないような社会にはありえない権利なのです。

最後に、宗教の自由の問題とは、基本的には、近代化や工業化がまだ国家の統一をもたらしていない社会や、社会関係や経済関係が不安定で、社会階層が残存している多民族社会、とくに発展途上国における少数者の問題であります。

アメリカにおける宗教の自由

合衆国憲法修正第一条は、次のように規定しています。

「連邦議会は、国教の樹立を規定し、もしくは宗教の自由な礼拝を禁止する法律を制定してはならない。」

したがって、良心の自由と表現の自由が第一義とされていることが明確です。合衆国憲法は、「宗教の自由」をまず第一に考えたのです。

アーチボルド・コックス (Archibald Cox) の言葉を借りれば、「修正条項の起草者たちは、歴史に鑑みて、当然のこととして、宗教的信条の自由から出発して、『言論の自由』『出版の自由』に移行したのである」(『裁判所と憲法』)と。

十六世紀後半から十七世紀にかけて、イギリスでは教会が分裂しつつありました。聖書の言葉を自ら学ぶことにより、新たな信仰が生まれつつあったのです。救済への道を発見した人々は、その福音を他者に伝えたいと思ひ、また伝える義務さえ感じました。しかし、目的は語る側の自由だけではありませんでした。神の言葉を聞いたり読んだりして、救済への道を発見したいと思う者すべてにとって不可欠なのが、表現の自由だったのです。現代の法分析においては、表現の自由を制限した政府を訴える場合、聞く側と読む側、つまり受け手が情報や思想にアクセスできることの重要性が認識されています。

より広範な精神の自由への関心は、宗教という核から広がったのです。思索的で心ある人々にとって、彼らが小説家であれ、詩人、劇作家、芸術家であれ、福音伝道

者の場合と同じように、表現の自由を否定されることはほとんど人間性を侮辱されることはありません。他者の思想にアクセスできないとしたら、受け手の精神の自由も侵害されているのです。表現の自由の否定は、人々が持つ可能性の発展や、選択する際の能力と責任を妨害するものなのです。主に宗教に関してではありませんが、ジョン・ミルトン (John Milton) は『アレオパジティカ』(一六四四年)の中で、「知られているものの中で最も影響力のある立案者への申し立ては、印刷機の無免許使用であった」と指摘しています。

こうした主張は、啓蒙主義によって、より広範で合理的な色彩を帯びていきました。トマス・ジェファソン (Thomas Jefferson) や、啓蒙主義の申し子であった人々は、とりわけまず理性の力、真理の追求、進歩、そして人間の究極的な完全性を信じた。探求の自由・表現の自由は、真理の発見と伝播に不可欠と考えられました。議論を尽くして探求する中で、間違いが明らかになり、真実が現れ、人間の進歩の機会を手にすることができるとされたのです。

厳格な政教分離と矛盾し、世俗的なものと宗教的なものとの間につながりがあることを示す例としては、議会の礼拝堂勤務牧師や従軍牧師、「神を信じて」と刻印されている硬貨、教会財産の免税などがあげられます。ウォーレン・バーガー (Warren Burger) 最高裁長官によると、憲法は「便宜供与を肯定的に支持」しています。これが正しいかどうかを別にしても、司法上のジレンマは、国家と教会の関わりのうち、許容できるものとできないものとの境界線をいかに引くかという点にあるのです。エヴァスン事件 (Everson v. Board of Education, 330 U.S. 1 (1947)) における解釈は、次の通りです。

「修正第一条の『国教禁止』条項は、少なくとも次のことを意味する。すなわち、州政府、連邦政府のいずれも、教会を樹立してはならない。いずれの政府も、宗教もしくはすべての宗教を援助する法律、または宗教を他の宗教より優遇する法律を制定してはならない。いずれの政府も、個人にその意思に反して教会に行かせるように、もしくは行かせないよう強制したり、影響を与えたりしてはならないし、

今日の完全なるリベラル派は、おそらく、真実に向かって進歩する能力と探求のプロセスの価値のみを強調するのではないだろうか。彼らは、いまだ究極の真理には達していないし、おそらく達することは不可能だろうと指摘します。彼らが期待するのは、探求しつづけること、オープンな議論を継続し、試行錯誤しながら、少しでも進歩していくことなのです。そして、探求の過程にこそ無上の価値があると考えます。なぜなら、学びの心、すなわち他者の思考や思い、ニーズを理解しようとする努力、そして他者の利害を自分のそれと同様に考慮する努力こそが、人間として共に生き、共に成長しゆく基盤となるものだと考えるからです。

最高裁判所にとって、政教分離問題を分析するための弁護的な定式を見出すことは厄介なことだということがわかってきました。絶対的分離論者は、国家と教会の厳格な分離を望みますが、両者にかんがりの協力を可能とさせるような調整を求める人々もいます。〔合衆国憲法修正第一条の〕国教条項では、国家と教会の分離が支持されていますが、厳格な政教分離は存在しませんでした。

またいかなる宗教に対する信仰、不信仰の告白の強制も許されない。何人も、宗教的信念もしくは不信仰を理由に、またはそれを告白したことのゆえに、また教会への出席または欠席を理由に、処罰されてはならない。いかなる宗教的活動もしくは宗教上の施設——それらがどのような名称で呼ばれいかなる形態をとって宗教を教え、または実践するものである——を支援するためにも、金額の多少を問わず、税金は賦課されてはならない。州政府、連邦政府のいずれも、公然とであれひそかにであれ、いかなる宗教上の組織もしくは宗教団体等の事項にも関与してはならない。国教禁止条項は、ジェファソンの言葉によれば、『教会と国家の分離の壁』を打ち立てることを意図するものであった。」

連邦最高裁は、右条項の法解釈にあたって、宗教の自由に対する制約は、国家が合法的に保護しうる利益に対する重大で直接の危険を防止するための制約に対してのみ許されるものであり、「国家が合法的に保護しうる利益に対する重大で直接の危険」があるか否かの判断につ

いては、裁判所に任せるといふ見解を示したのです。

特定の情報あるいは思想の表現を抑圧または処罰する法律は、違憲とされます。その例外は、それを表現することが重大な悪事による「明白な現実の危険」を引き起こすであろうことを、政府が裁判所に納得させることができるような、まれな事例だけなのです。言論の自由や結社の自由、その他個人の自由の機会を阻止する法律が支持されるのは、その法律がある重要な公共の利益にあって不可欠であり、他の緩やかな方法では公共の利益が保証できないことを政府が証明できる場合においてだけです。

連邦最高裁が、国教禁止条項はその解釈と適用において難しい問題を提起していると考えてきたことは、否定できません。その難しさの理由の一つは、宗教的信条が一見それと分らないうちに実際の行動に現れている場合です。

連邦最高裁は、判例を積み上げながら一般的原則を打ち立てることそのものに限界があることを認識しながらも、三基準からなるレモン・テストを発表しました。こ

います。

「憲法に修正条項が追加されれば、独立した法廷は自らを、ある独特な形でこれらの権利の擁護者であり、立法府、行政府が権力を強奪しようとする時に強固な砦となると思うだろう」と。

連邦最高裁における第二の国旗掲揚事件 (West Virginia State Board of Education v. s. Barnette, 319 U. S. 624 (1943)) における多数意見の答えは明快でした。

「憲法という星座の中に恒星があるとしたら、それはいかなる役人であっても、高官であろうがなかろうが、政治、ナショナリズム、宗教またはその他のことがらについての見解に関して、何が正統であるかを規定したり、言葉あるいは行動でそれに対する信念を告白することを市民に強要することはできないということである。」

修正第一条が、表現の自由のみでなく、その表現の根底にあり、表現する者が到達しようとしている「精神の自由」を保護するものであることを、これほど明確に承認した判決文はありません。

のテストは、(1) 法律は世俗的な立法目的を有するものでなければならぬ、(2) 法律の主要なまたは基本的効果は、宗教を助長するものでも抑圧するものでもあってはならない、(3) 法律は、宗教に対する政府の過度の関わり合いを助長してはならない、との三点を要求しています。制定法が合憲であるためには、この三点をすべて遵守していなければならぬのです。

宗教の自由に関して、なぜこのような異なったアプローチが必要なのかとの疑問が出るかもしれません。この答えとしては、次のように説明ができます。

「修正条項の」起草者たちは、「自然権」を政府の権限を超えたものとして位置づけようとしたのです。修正第一条に、言論、出版、集会、および宗教の自由を明示したということは、起草者がそれらに高い価値を与えたことを示し、また、おそらくは行政府あるいは立法府の弾圧に対して司法上の保護を与えることを意図していたということではないでしょうか。「権利の章典」の批准を各州に発議した第一回連邦議会での討論の際、ジェームス・マディソン (James Madison) は次のように説明して

修正第一条の中心的な目的、すなわち、私たちが頼れる「恒星」とは、個人の精神に政府を介入させないことなのです。発見された真理を語り、広める自由、そして他者の思想や議論を知る権利は、知的自由や精神的自由にとって不可欠なものです。それらの核となっているものが、「精神の自由」なのです。

今日では、世界は拡大し、人々の間には多様な宗教性が見られるようになっていきます。憲法というものは、常に変化しつつある社会にあっても存続しうる基本原理を明らかにした継続的な憲章と解釈されますが、そうした解釈はまた、本来の意図を思慮深く理解することによってなされなければならないのです。

国旗掲揚を拒絶するような一握りの少数者の精神の自由を、なぜそんなにも気づかわなければならぬのかと、疑問に思われる方もいるでしょう。あるいは、しばしば攻撃的な方法や、場合によっては責任ある市民に対して屈辱的なやり方で既成の秩序を攻撃するようなトラブルメーカーの自由などをなぜ守ろうとするのか、と思われる方もいるかもしれません。

その答えの一つは、私たちの社会の基盤である「個人の尊厳」という前提にあります。すなわち、社会的に正しいと認められた人々にも、また社会に協調しない人々にも備わっている「尊厳」です。また、別の答えは、政府が敵対者の言論を封じたり、彼らの精神の自由を侵害するようなことがあれば、次は我々の番かもしれないということです。さらに、もしかしたら風変わりな少数者たちが真理を発見することがあるかもしれないからでもあります。そうした真理は、彼らが抑圧されてしまえば、発見が遅れるか、あるいは永久に失われてしまうでしょう。

修正第一条の起草者たちが生きていた時代は、ガリレオが宗教裁判によって拷問台の脅迫を受けた時代、そして世俗権力も宗教権力もこぞって人間の精神を支配しようとした時代に、私たちよりもずっと近いときでした。彼らは、当時は決して遠い過去のことではなかった人間の経験から、統治者とは真実と虚偽を立て分けられないものであり、統治者の権力の脅威となるような真理は弾圧される可能性が高いことを知悉していたのです。

良心の自由とは、神や宗教に関することがらのみではなく、たとえば政治、社会、経済理論のような他のことがらをも含みます。インド最高裁判所は、ベンカタラマナ・デバル事件 (AIR 1958 / S.C 255) において、そのように指摘しています。

ランダムハウス辞典によると、「良心」は、個人の行為または思考を支配あるいは抑制する倫理的、道徳的原理の集合体と定義されています。この定義では、個人の政治的、社会的、経済的問題に関する意見までは包含されないことは明らかです。一般社会は、宗教を自由に布教する権利を承認しています。ついにながら、ソ連憲法(当時)でも、礼拝の自由および反宗教的プロパガンダの自由が保障されていました。また、アメリカの場合、宗教目的のための資金勧誘には許認可を要すると規定する法律は、宗教の自由への侵害となるとの判決が出た事例がありました (マードック事件, *Murdock v. s. Pennsylvania* 1942, 319 US 105 参照のこと)。

たとえば、ヒンドゥー教系の宗教団体が、ヒンドゥー教徒にとって聖なる動物である牛の屠殺禁止を強く提唱

インドにおける宗教の自由

インド憲法の見解としては、宗教の自由をめぐる第二五条から二八条について述べたいと思います。憲法第二五条では、良心の自由ならびに宗教の告白・実践・布教の自由が保障されています。しかし、それは公の秩序、道徳および衛生に反しない限りという条件がつけられています。第二六条では、すべての宗教およびその宗派が、組織を設立し維持する権利が保障されています。また、第二七条は、特定宗教の促進のための費用の支払いのために税金を支払うことを強制することの禁止を規定しています。さらに、第二八条は、教育機関における宗教教育に関わる規定です。このように、第二五条で一般的に、基本的な宗教の自由が宣言され、次いで第二六、二七、二八条でその権利のさまざまな側面が取り上げられているのです。これらの条項は、第一四、一五、一六条と合わせて読まれるべきでしょう。そこでは、宗教に基づく差別が禁止されています。また、第一九条一項 (a) には、言論および表現の自由が定められています。

したとします。この団体が、牛の屠殺禁止を唱える政党を支持することは可能でしょうか？ 答えはイエスです。これは、宗教団体が政界に入ろうとしている事例にはあたりません。そうではなくて、逆に思想の一致があったから、その政党を支持するのです。憲法によって表現の自由が保障されていますから、それが不適当であるということはできません。表現とは、必ずしも口頭によるものだけを意味するものではありません。その宗教団体がその政党を支持したのは、宗教に基づいてではなく、宗教に由来する本質的な信念からなのです。

最高裁判所で争われた最近のラメーシユ・プラヴホー事件 (Dr. Ramesh Veshwari Prabhoo v. s. Prabhakar Kashinath Kunt, 1996, 150 CC 130) は、宗教の名のもとに有権者に呼びかけること、あるいは宗教団体間に不和をもたらすことが、「人民代表法」第二二三条、第二二三条 (三) および (三A) 項にどの程度抵触するものであるかを検討する機会となりました。その項の内容は、以下の通りです。

第二二三条 不正行為——本法においては、次の行

為を不正行為とみなす。

(三) 候補者、その代理人、又は候補者若しくはその代理人の同意を得た第三者による、当該候補者の当選の見込みを高め、又はいずれかの候補者の選挙に偏見の影響を与えるためにする、ある候補者に対する投票への又は投票しないことへの呼びかけ、又は宗教的シンボルの利用若しくはこれへのアピール、たとえば国旗、国章等の国家的シンボルの利用若しくはこれへのアピール。

但し、本法に基づきある候補者に割り当てられるシンボルは、本条にいう宗教的シンボル又は国家的シンボルとはみなされないものとする。

(三A) 候補者、その代理人、又は候補者若しくはその代理人の同意を得た第三者による、当該候補者の当選の見込みを高め、又はいずれかの候補者の選挙に偏見の影響を与えるためにする、宗教、人種、カースト、地域社会、言語を理由とする、インドの市民の諸階級の間に敵意又は憎悪の促進、若しくはその企て。

いう基本権にしたがってなされた選挙演説は、「人民代表法」第一二三条(三)項の狭義の禁止条項に該当しない限り、同項に禁止された反世俗として扱われることはできないことはたしかです。ですから、宗教の自由という基本権のもとで、世俗的立場をとる選挙運動の中で宗教について言及した演説をしても、候補者の宗教を理由に投票を呼びかけ、あるいは投票をしないように呼びかけたりしない限り、第一二三条三項の禁止条項に触れないことは明らかです。政治と宗教の混同はいけないといわれる時、明らかに許容範囲にある演説までが禁止されているのではないのです。これが、「人民代表法」第一二三条(三)項の本来の意味であり、範囲なのです。

宗教の自由と人権

「あらゆる人間は、思想、良心および信教の自由を有する。この権利は、個人的あるいは集団で宗教あるいは信念を変える自由、および公的あるいは私的に宗教または信念を教義、実践、礼拝及び儀式を通して表現する自由を含む。」

特定の宗教を差別することを主張し、不均衡の除去を約束する世俗的立場をとる演説は、その趣旨が世俗主義を促進することにあるので、宗教を理由とする呼びかけとして取り扱うことはできないことはたしかです。世俗主義という明確なゴールに不均衡を起こすいかなる宗教に対する差別的演説も、それが個人に対するものであれば、政党に対するものであれば、第三項に禁止される宗教を理由とした呼びかけには当たりません。言い換えれば、選挙演説などにおいて宗教に言及することは、自分の宗教を理由とする候補者への投票の呼びかけに該当しない限り、第三項によって禁止されてはいけません。

政治と宗教の混同はいけないといわれる時、それが意味するものは、候補者の宗教を理由に得票を目指すような政治上の点数稼ぎや、他候補者の宗教を理由に選挙民に投票させないようにするような手段として、宗教を利用してはならないということなのです。同時にまた、国教はなく、国家は宗教問題に関しては中立政策を実施するということも意味しています。

憲法第二五条および三〇条で保障された宗教の自由と

これと同様に、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(一九六六年)第一八条(i)項、「ヨーロッパ人権条約」(一九五〇年)第九条(i)項にも、一般的な表現で思想、良心および信教の自由が宣言されています。また、「米州人権条約」(一九六九年)第二二条(i)および「アフリカ人権憲章」(一九八一年)第八条にも、実質的には同じような記述があります。

歴史は、何世紀にもわたる宗教弾圧の目撃者となってきました。だからこそ、人権と基本的自由を求める闘争の歴史の中で、宗教的自由を求める運動が他のどれよりも先立ったのでした。人権のリストに、宗教的信念の自由を含めるだけでは十分ではありませんでした。さらに、特定の宗教団体によって起こされる、あるいは特定の宗教団体に対して起こされる不正をも除去する必要があると思われたのです。それで国連は、一九六〇年以来、人権専門委員会を通してさまざまな努力をし、あらゆる形態の宗教的非寛容を撤廃するという宣言の草案を作成しました。しかしながら、これは、「信教の自由」の持つ複雑かつ感情的な特性のため、包括的な宗教の自由の

宣言をまとめるには二十年以上の年月がかかったのです。その際、念頭におかれたのは、信仰もイデオロギーも政治信念も宗教的確信も異なる百五十以上の国連加盟国に普遍的に受け入れられるような「宗教の自由」の内容、項目や、道理にかなったその限界を叙述することでした。

国連が、宗教の自由に対して関心を持ったのは、地球的問題となりつつあった、宗教的多元主義に対する宗教的原理主義からの深刻な脅威に直面し、世界秩序の維持に懸念を抱いたことの反映であります。

国連は、宗教の自由に関する国際原理の樹立において、多大な貢献をしてきました。国連は、宗教の自由の問題を、宗教的信念を理由に同胞に対して差別や非寛容が行われるのを防止するという観点からとらえてきました。一九八一年十一月二十五日の国連総会で採決された、「宗教を理由とした非寛容と差別撤廃国連宣言」は、宗教の自由をめぐる諸権利を詳述し、また、道理に基づいたその限界を定義しています。この宣言は、現段階では、あらゆる国民および国家が達成を目指すべき道徳的義務

としての共通の目標であり、国連加盟国が宗教的信念を理由とした差別と戦い、それを防止し、撤廃し、禁止するための効果的な手段を講じることを意図したものです。平等と非差別は、あらゆる基本的権利の核を成すものののです。

先ほど申し上げた「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の第一八条に戻りますが、ここという権利とは、「個人的あるいは集団で宗教あるいは信念を変える自由、及び公的あるいは私的に宗教または信念を教義、実践、礼拝及び儀式を通して表現する自由」を含みます。この条項のもとでは、政府は、集会の自由、教義を広め、公的行事の参加においてその宗教的信念に従う自由を持つ人々の宗教的信念や実践に介入してはならないと定められています。これまでも、改革者たちは、宗教的な原理によって公共教育の普及や奴隷禁止、良心の自由といった人道的目標に向かって運動してきました。現代においても、平和運動や環境問題に対する責任ある姿勢、第三世界の難民救済への援助などを推進している人々の多くが、宗教的信念のもとに行動しているのです。

そして、そのような宗教的信念に基づく目標を達成する上で不可欠な手段が、政治なのです。したがって、宗教的信念に基づいた目的を持つ人々が、個人的にであれ、あるいは必要に応じて政党を結成するという形であれ、政治に参加する義務が生じるのです。宗教的自由の原理と、それを基盤とした目標達成への世界的ニーズが、政治を精神的推進力に対してオープンにし、ときには公的利益に対する思慮が足りない腐敗した政治家より高いレベルに引き上げることを要請します。

このような権利は、個人の尊厳と、一人一人がその個性を最大に開花させられるような環境を守ることを意図するものと考えられています。こうした権利は、人権の基本的構造を保障するという横糸と、政府に対しては、個人を政府の意図する方向に仕向けないという義務を賦課するという縦糸を織りなしているのです。

政府がこの自由に介入し、制限するようなことがあれば、それは基本的人権の侵害であります。宗教団体であれ世俗的団体であれ、その会社や組織の活動が平和を乱し、民衆に害を与えるものであれば、国家は、その状況

によって民事裁判や刑事裁判といった法的措置を取ればよいのです。

日本における宗教の自由

日本国憲法前文は、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚する」と宣言しています。このように、前文は、人間相互の関係を尊重するものとなっているのです。また、第三章では国民の権利と義務を規定し、第一三条では、すべての国民は個人として尊重されるとしています。生命、自由および幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法の上で最大の尊重を必要すると明言しているのです。

「幸福追求」という一節は、アメリカ憲法の序文にもみられます。日本国憲法のもので、「幸福追求権」が立法その他の国政の上で最大の尊重を受けると規定されている点は、まさしく賞賛に値するものといえるでしょう。国民は、他人の権利を侵害しない限り、幸福追求権を達成するためにはいかなる方法でも用いる資格があるので

す。インガーソル (R. G. Ingersoll) の次のような言葉が思い起こされます。「幸福は唯一の善であり、理性は唯一の灯火である。正義は唯一の人間性の崇拜であり、宗教の崇拜である。そして、愛は唯一の奉仕者である」と。このように、幸福とは、生活における最大の目的なのです。

インドのスリ・アウロビンドウ (Sri Aurobindo) は、「幸福は魂の満足から生ずる」と述べています。宗教は、その魂の満足の達成に資するものなのです。

憲法第一四条は、平等を強調し、人種、信条、性別、社会的身分または門地による差別を禁じています。

次に、この講演の目的にとって不可欠な二つの条文について検討してみましょう。

まず、第一九条には次のように記してあります。

「第一九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」

そして、第二〇条は次のように規定しています。

「第二〇条 宗教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、

又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」

これらの条文は、宗教の自由に関する準則を示しているといえましょう。

第一九条に戻りますと、この規定は、(1) 思想の自由と、(2) 良心の自由を保障しています。こうした自由は、当然のこととして理解できます。ルソー (J. J. Rousseau) は、「良心は魂の声であり、情熱は肉体の声である」と述べています。良心こそ、人生行路を指し示す内なる声なのです。

ウェブスターの『新世界辞典』では、良心の意味は、「善悪の感覚および道徳的判断についての知識である。それは倫理的原理と考えられるものの侵害に対抗するものであり、そうした原理を侵害したならば罪悪感を感じさせるようなものである」とされています。

そうした良心の自由は、必ずしも特定の宗教あるいは

神への信仰と、相互関係を持つわけではありません。それはまた、ある人が他の人の宗教に改宗させられない権利、およびいかなる宗教にも導かれないという権利を含んでいます。

また、良心の自由は、信念を言葉や行為で表現することを規制されない自由によって補完されなければ、意味がありません。良心に関することがらが国家と関係を持つのは、それが明瞭に表現されたときだけなのです。

日本国憲法は、特に信仰告白や宗教実践の自由について言及してはいませんが、それにもかかわらず、その中に宗教の自由を含んでいるといえます。宗教を布教する権利も、同じく宗教の自由の範囲に含まれます。布教の権利とは、ある人が自分の信仰を他の人に伝える権利を意味します。同様に、他の人に自分の信仰の教義を明示する権利も意味しています。しかし当然のことながら、自分の信仰に他の人を改宗させる権利は含んでいません。それは、後者も良心の自由という権利を持っているからです。

憲法第二〇条は、何人に対しても宗教の自由を保障し

ています。その点で、この条文がすぐれた規定であることはまちがいありません。宗教とは、信念に関する事項であり、必ずしも有神論的なものではありません。第一九条に保障された良心の自由と結びついたものののです。

良心の自由は、誰にも開かれています。そこには、ある理念を他者のために広めるのにふさわしいと思われるやり方で信仰を支持する権利も含まれています。

第二〇条が、いかなる宗教団体も国から特権を受けてはならないというとき、国はいかなる宗教も奨励してはならないということが明らかです。換言すれば、国は中立性を保持するのです。

政教分離については、第八九条でも強調されています。右規定では、公金その他の公の財産を、宗教上の組織もしくは団体の維持のために利用してはならないと定められています。

「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」との言葉の意味は、確認される必要があります。ざっと読むと、宗教団体によ

る政治活動の制限として解釈されるかもしれませんが。しかし、この条文が意図することを理解するのは、いささか難しいことです。憲法は、政府がその中で機能しなければならぬ枠組であります。立法、行政、司法といったさまざまな機関の権限は、憲法に由来するのです。憲法は、国家が気ままに独断的に権力を行使することを抑制するために作成されたものです。国家のあらゆる行為は、憲法のもとで与えられた権威に裏づけられなくてはなりません。憲法学においては、政治的権威とは、国家レベルであれ地方レベルであれ、政府の権威の行使を意味しています。こうしたことが、法律制定や税金徴収、公務員の任免などの権限を意味づけています。そうした権力を、宗教団体が行使することはありえないのです。憲法の草案者たちの意図が、宗教団体が政治に関与すべきではないということであれば、この条文はその目的を達成していないのはたしかです。したがって、憲法第二〇条は、宗教団体が何らかの政治的活動に関わることを禁止したものではないと結論づけることができるのです。

実際、憲法制定に先立つ論議をみると、わけなくそうした結論に達するのです。当時、宗教に基づいた政党を結成することが許されるかどうかという問題が生じました。金森國務大臣の答えは、「政治権力の行使とは、政治活動の禁止を意味しない」というものでした。

その後、国会でこの問題が取り上げられるたびに、後任の大臣や内閣法制局長官は、「この条文は宗教団体の政治活動を禁止したものではない」ことを明確にしています。もし、宗教的信念あるいは宗教結社に関わるという理由だけで政治的自由を制限するということであれば、それは憲法第二一条で保障された表現の自由、および憲法第二〇条で保障された信教の自由を否定し、侵害することになるでしょう。

憲法第二〇条の「政治上の権力」を「政治的影響力に及ぼす力」と解釈する、もつともらしい説明があります。換言すれば、宗教団体は政党を結成できないとするものです。こうした解釈は正しくないと思われます。その理由は、

(1) 憲法の下では、宗教団体は政治上の権力を行使できない。この政治上の権力とは、政府によって行使される権力である。実際、そうした権力を宗教団体が使用することは不可能である。

(2) 宗教団体が政党を支持すべきではないという点は、以下の理由から論じる必要さえない。すなわち、それは(a)表現の自由を侵害し、(b)結社の自由を侵害し、(c)宗教のみに基づく差別であるから第一四条の平等条項をも侵害するからである。

(3) ついでながら、それは憲法第一三条の「幸福追求権」をも侵害する。

若干、説明を加えれば、宗教団体の信者は唯一の神を信仰し、あらゆる人間は「神の子」だと考えます。したがって、人間に対する暴力は行われようがなく、不都合なことは何もないのです。政党が非暴力を信奉し、いかなる軍事的侵略にも反対するならば、それは高尚な理念であります。どうして宗教団体が政党を支持することを禁じることができましょうか。そうした支持は、理念の一致を基盤とするものであり、宗教団体が政治に介入し

ようとしているのではないのです。こうした状況のもとで、宗教団体の指導者が、理念の一致を理由に信者たちに政党支持を訴えたとしても、非難されるべきではないし、決して違法ではないのです。このように、宗教団体が政治活動を行うことを禁止すべきではないということが、考えられうる唯一の結論なのです。

ここで、憲法第二〇条の信教の自由は、インド憲法の場合のように政治的秩序、健康や道徳の下位に置かれてはいないということは記されるべきでしょう。同様に、宗教団体が政党を支持するというだけで非難されるべきではありません。宗教団体は、必ずしも「政治制度に明らかでない危険」を与えるわけではありません。もちろん、社会の秩序の方が重要であるから宗教団体の活動は抑制されるべきであるということも、説得力がないのです。

ホームズ最高裁判事(Holmes Phrasolox)の表現を使えば、「時代の要請」という理由で、宗教団体を規制するために「政教分離基本法」と「宗教基本法」を制定しようとする動きがあります。それぞれの法律は、宗教団

体に関する次のような規制を含むとされています。

- (1) 宗教団体は、教義を実現する目的をもって政党を結成してはならない。
- (2) 宗教団体は、その施設を政治活動のために使用してはならない。
- (3) 宗教団体の役員は、政治活動を行ってはならない。
- (4) 宗教団体は宗教活動に貢献する以外の目的をもって、資産形成を行ってはならない。
- (5) 宗教団体は、布教の目的をもって政治活動に携わってはならない。宗教団体は、政治的関与を通してその宗教的目標や教義的目的を達成しようとするべきではない。
- (6) 宗教団体及びその構成員はその宗教団体の信者に対し、拒絶の意思が表明された後、反復して寄附・布施等の拠出の要請又は要求を行ってはならない。また、信者より脱会の意思の表明のあった後は、宗教団体はいかなる方法であろうとも、脱会の意思を撤回させるためその者に対し接触してはならない。
- (7) 宗教団体は相手方の将来の運命、幸又は不幸を論

じそれに基づいて何人にも物品等を販売してはならない。

この法案が通過して立法化されるかどうかは疑問であります。信教の自由という視点が指摘されてきたからです。各項目についてみてみましょう。

(1) 宗教団体は、教義を実現する目的をもって政党を結成してはならない。

宗教団体は、その教義的な目的を政治的手段によって実現するために政党を結成することを禁じられています。しかし、宗教を基盤とする政党は、世界中のいたるところでみられるのです。イタリアやドイツのような西欧諸国や、スカンジナビア諸国においてさえも、キリスト教的理念に基づいた政党は一般的です。インドにも「ムスリム・リーグ」やシーク教徒の政党が存在します。そのような政党について、一九六五年のシン事件 (Kulhar Singh v. Mukhtyar Singh, AIR 141) で、最高裁は述べています。「インドには、異なった政治的・経済的理念に同意するいくつかの政党が存在していることは周知の通りである。それらのメンバーは、各共同体や宗

教のメンバーに制限されているか、あるいはそれらが優勢になっている。法律はそうした政党の結成を禁じない。

しかし、政党が選挙や議会活動のために行う訴えが成功すれば、当選をもたらすが、間接的には宗教、人種、カースト、共同体あるいは言語を考慮して承認されたのだということを心に留める必要がある。政党が機能することと許され、それが特定の共同体や宗教のメンバーを基盤とするかもしれないと考えられる限りにおいて、こうした問題を避けることはできないだろう。」

(2) 宗教団体は、その施設を政治活動のために使用してはならない。

活動が違法でないかぎり、こうした禁止規定は支持されません。

(3) 宗教団体の役員は、政治活動を行ってはならない。

宗教団体への入会は、憲法第一四条の平等条項、一九条の思想・良心の自由、二〇条の信教の自由、二一条の表現・結社の自由など、憲法のもとで保障された個人の基本的権利を排除するものではありません。これらの自由は、思想の自由の一つの方式としての政治活動への参

加に対する個人の権利を含むもののなのです。

(4) 宗教団体は宗教活動に貢献する以外の目的をもって、資産形成を行ってはならない。

もし、理念の一致という理由で政党を支持することが許されるならば、その政党への財政的支援まで拡大できないという理由はありません。もちろん、その政党が違法活動を行う場合には、宗教団体によるそうした政党の支持は禁止されるでしょう。

(5) 宗教団体は、布教の目的をもって政治に携わってはならない。宗教団体は、政治的関与を通してその宗教的目標や教義的目的を達成しようとするべきではない。憲法第二〇条で信教の自由が保障されているゆえに、本来の自由は布教の権利も含んでいます。したがって、こうした禁止事項は許されるべきものではありません。

(6) 宗教団体及びその構成員はその宗教団体の信者に対し、拒絶の意思が表明された後、反復して寄附・布施等の拠出の要請又は要求を行ってはならない。また、信者より脱会の意思の表明のあった後は、宗教団体はいかなる方法であろうとも、脱会の意思を撤回させる

ためその者に対し接触してはならない。

生活保護等の公的扶助を受けている、経済的に恵まれない個人による寄附・布施等拠出金は、額が限定されています。宗教団体への加入を終了する権利はすべての人に保障されており、有効な異論はありません。

(7) 宗教団体は相手方の将来の運命、幸又は不幸を論じそれに基づいて何人にも物品等を販売してはならない。

表現の自由を伴った布教の権利は、宗教団体が物品販売などの努力を否定することはできません。

政教分離が存在するということが日本国憲法の基本的原理であるならば、宗教団体が憲法第一九条、二〇条、一四条、二一条、八九条で保障された自由の享受を許されるべきでしょう。そうした活動が制限されるのは、公的秩序や道徳といった道理になかった理由によってのみであるということは、何人も否定できません。もちろん、何が道理になっっているかは、裁判所が決定することなのです。

最後に、結論として『ヨセフ物語』を引用しましょう。

「歴史にみられる真実のなかで、次のことよりも確かで重大なものはない。宗教的自由から市民の自由が展開する際は、必ず危険が伴うことである。宗教的自由が存在するところではどこでも、遅かれ早かれ、それが政治的自由をもたらし、打ち立てるのだ。」と。

(S・モハン、元インド最高裁判所判事)

(くりはらとしえ、東洋哲学研究所研究員)

(本稿は一九九六年三月二十六日に行われた当研究所主催の特別公開講演会での講演原稿です)